【審１―論点整理資料】

第３次草津市みどりの基本計画策定について（論点整理）

１　策定目的

緑の基本計画とは、「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進、公園の整備等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。現在の第２次草津市みどりの基本計画（改訂版）は、令和２年度までを計画期間としており、令和３年度以降の公園整備や緑化の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、第３次草津市みどりの基本計画を策定するものです。

２　根拠法令

都市緑地法第４条

３　策定のポイント

これまで、第２次草津市みどりの基本計画に基づき公園整備やガーデンシティくさつの推進等を図ってきましたが、第６次草津市総合計画等の関連計画と歩調を合わせながら、改めて、現状の住民ニーズや課題を整理したうえで、本計画を策定する必要があります。

※住民ニーズ把握のため、アンケート調査を実施します。（３，０００件）

４　策定にかかる検討事項

・緑の将来像、目標設定
・テーマ、キャッチフレーズの設定
・緑化およびガーデンシティの推進
・生物多様性への配慮
・環境的にも経営的にも持続可能な公園等の維持管理
・都市計画公園および児童遊園等の見直し
・都市公園等における建ぺい率の検証

５　計画期間

上位計画となる第６次草津市総合計画との整合を図るため、令和３年度から令和１４年度までの１２年間を計画期間とします。

６　スケジュール

別途資料による